別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

いわき市は、昭和 39 年の新産業都市の指定を契機に、昭和 41 年 10 月、「和を以て貴しとなす（以和貴）」の精神のもと、５市４町５村の大同合併により誕生した。豊かな自然環境と温暖な気候風土に抱かれた本市は、福島県の東南端に位置し、全国有数の広大な市域を有する福島県内第２位の人口を誇っている。

また、産業面においては、石炭産業の斜陽化に伴い、一時は隆盛を極めた鉱業地帯も、現在は、工業再配置により工業団地に変貌し、製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、臨海部を中心に基礎資材型産業、さらに、内陸部には加工組立型産業の集積が進み、現在では製造品出荷額等が東北地方で１・２を争う東北地方最大級の工業都市となっている。

現在、市内の中小企業等においては、人口減少や少子高齢化といった環境変化を受け、需要面では市場縮小や売上減少、供給面では人手不足や後継者不足等による事業継続の断念や廃業等の危機的課題に直面しており、現状を放置すると、長い歴史を経て形成された本市の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本市においては平成 28 年３月に「いわき市中小企業・小規模企業振興条例」を制定し、同条例に基づく「いわき市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）」を設置し、中小企業等の支援策について関係機関による議論を重ねてきたところである。

また、この振興会議において「民間主導で基金を創設し、これを原資に、関係機関が連携し、意欲ある中小企業等を支援する」との提案を受け、事業を実施するための組織として「いわき市中小企業・小規模企業振興協議会」を設置し、官民が原資を持ち寄り、民間主導による新たな基金を創設し、この基金を原資に、市内の中小企業等の共通課題（「経営の高度化」「人手不足」「販路開拓・拡大」「事業承継」など）の解決に向けた取組みに対する補助事業を実施してきた。

さらに、本市独自の取組みにより、新たな技術開発や産業人材の育成等の面においても、市内の中小企業等に対する支援策を講じてきたが、引き続き、市内中小企業等の生産性の抜本的な向上を推進し、人手不足等に対応した事業基盤を構築する取組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第 49 条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、福島県内で最も設備投資が活発な自治体であり続けるとともに、東北地方有数の工業都市として更に経済発展していくことを目指す。

また、これを実現するための具体的な目標として、計画期間中に 60 件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市の産業は、市内 15 の工業団地ほか、中心市街地、臨海部、山間部とほぼ市内全域に企業が立地している。このような中、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みとしては、新技術・新商品・新サービスの開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様な事業が想定される。したがって本計画においては、労働生産性の年率３％以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年７月６日～　令和９年３月 31 日

※　令和７年度税制改正の大綱において示された適用期限とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間のいずれかの期間とする。

5　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①　人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②　公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③　市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。